

大阪府社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

八尾市長 大松 桂右
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が
払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望について (回答)

表題の件につき、以下のとおり回答します。

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

(回答) 令和2年4月21日、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支払を盛り込んだ「八尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例」等を公布し、同日付けで施行しました。

なお、今回の傷病手当金は、国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する支払について、国が特例的に財政支援を行うという限定的な措置であり、本市にあっては、単独での財源の確保が困難な状況にあるため、対象者の被用者以外への対象の拡充は考えておりません。

また、被保険者への周知につきましては、本市ホームページや国保料通知書発送時のお知らせ文書への掲載により行い、申請につきましては、可能な限り窓口への来庁をご遠慮いただき、郵送による手続きをお願いしております。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

(回答) 国民健康保険料の減免につきましては、国・府の動向に注視しつつ、国・府から示される財政支援を踏まえながら実施に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

また実施の際には、被保険者への周知に努めるとともに、申請につきましては、可能な限り窓口への来庁をご遠慮いただき、郵送による手続きを検討したいと考えております。

- ③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

(回答) 保険料の徴収猶予につきましては、納付が困難な場合は、ご相談いただくよう、本市ホームページへ掲載することで、被保険者への周知を図っております。

また、滞納処分につきましては、引き続き法令等に従い、適切に対応してまいります。

- ④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

(回答) 滞納処分につきましては、公課負担の公平性及び保険料の確保のため、法令等に従い、適切に対応しているところではありますが、保険料の納付は、自主納付が望ましいことから、競売事件等により強制換価手続きが開始された場合や、滞納保険料が解消に至らない場合、または、滞納理由が悪質なものでない限り、直ちに滞納処分を実施しているものではありません。

⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

(回答) 経過措置期間内には、府の統一基準による各種減免制度を採用し運用することから、一部負担金減免の制度や手続き方法の変更は考えておりません。

なお、申請につきましては、可能な限り窓口への来庁をご遠慮いただき、郵送による手続きをお願いしております。

〒581-0003

大阪府八尾市本町一丁目1番1号

八尾市 健康まちづくり部 健康保険課

TEL : 072-924-8534

FAX : 072-923-2935

MAIL : kenkouhoken@city.yao.osaka.jp